

経 済 産 業 省

20180914 貿 局 第 1 号
輸入注意事項30第38号
経済産業省貿易経済協力局

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第30号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」の一部改正について

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第30号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○冷凍したかに等の事前確認制移行について（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第30号）

改 正 後	現 行
平成26年11月11日付け経済産業省告示第220号（輸入公表の一部を改正する告示）により、改正後の輸入公表<u>三の七の(9)</u>の貨物の輸入については平成26年12月10日以降事前確認制に移行することとなりました。 このため、平成26年12月10日以降の当該貨物の輸入については、平成26年12月9日までに関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第61条の4において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合等は、確認書がないと輸入できませんので別途経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けてください。	平成26年11月11日付け経済産業省告示第220号（輸入公表の一部を改正する告示）により、改正後の輸入公表<u>三の七の(10)</u>の貨物の輸入については平成26年12月10日以降事前確認制に移行することとなりました。 このため、平成26年12月10日以降の当該貨物の輸入については、平成26年12月9日までに関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第61条の4において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合等は、確認書がないと輸入できませんので別途経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けてください。